

ビューパーチェシング決済サービス 特約

ビュー法人カード会員規約（以下、「原規約」といいます。）の特約として、ビューパーチェシング決済サービス特約（以下、「本特約」といいます。）を定めます。

第1条（ビューパーチェシング決済サービス）

ビューパーチェシング決済サービス（以下、「パーチェシングサービス」といいます。）とは、当社がビュー法人カードの追加的機能として提供する決済サービスのことで、企業間における物品やサービスの購入を、ビュー法人カード決済の対象に取り込むための仕組みをいいます。

第2条（適用範囲）

1. 本特約は、本特約を承認のうえ、パーチェシングサービスに申込みされ、当社が認めた法人会員（以下、「パーチェシング法人会員」といいます。）及びパーチェシングサービスの使用者（以下、「パーチェシング使用者」といいます。）に適用があります。
2. パーチェシング法人会員が指定した特定の部署に所属する従業員が、パーチェシング使用者となることができ、当社はこれら従業員が誰に該当するかについて、調査し把握する責任を負いません。
3. 本特約に定めのない事項については原規約の適用があるものとし、その場合は「法人会員」を「パーチェシング法人会員」に、「カード使用者」を「パーチェシング使用者」に読み替えます。また、本特約に定める事項について、その内容が原規約と異なる場合は、本特約が優先します。

第3条（契約の成立）

パーチェシングサービスの利用契約は、当社が所定の審査のうえ適格と認められたときに、当社とパーチェシング法人会員との間に限り成立します。

第4条（パーチェシングサービス関連情報）

1. パーチェシングサービスにおいてはクレジットカードの発行がありません。クレジットカードの発行に代えて、パーチェシング決済サービス会員情報、有効期限、セキュリティコード等のパーチェシング決済サービス関連情報を発行します。
2. パーチェシング使用者以外の者にパーチェシング決済サービス会員情報を使用させることはできません。それ以外の者に使用させた場合でも、パーチェシング法人会員はその支払い責任を逃れることができません。
3. パーチェシング決済サービス会員情報を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。管理の懈怠によりパーチェシング使用者以外の者が使用することとなった場合であっても、パーチェシング法人会員はその支払い責任を逃れることができません。

第5条（利用期限）

パーチェシングサービスには、ビュー法人カードとは別に利用期限が定められ、当社が引き続き適当と認めた場合は、利用期限を更新します。

第6条（年会費）

パーチェシング法人会員は、ビュー法人カードの利用とは別にパーチェシングサービスの利用にかかる年会費を当社に対し支払うこととします。なお、年会費は理由のいかんを問わず返還いたしません。

第7条（暗証番号）

パーチェシングサービスにおいては、暗証番号は発行されません。

第8条（パーチェシングサービスの利用）

パーチェシングサービスは、インターネットを通じた物品やサービスの購入等の非対面取引についてのみご利用いただけます。なお、対面取引においてご利用があった場合についても、お支払いの義務が生じます。

第9条（ご利用可能枠）

1. パーチェシングサービスの利用可能枠は、当社が定めた金額とし、パーチェシング法人会員に通知します。
また、パーチェシングサービスのお支払い実績等を勘案し、当社が必要と認めた場合は、当社はパーチェシング法人会員に通知することなく、いつでも利用可能枠を変更できるものとします。
2. 当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてパーチェシングサービスを利用してはならないものとし、また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えて利用があった場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

第10条（パーチェシング決済サービス会員情報の漏洩）

1. パーチェシング決済サービス会員情報をパーチェシング使用者以外の者が知ることになった（漏洩）、又は漏洩のおそれがある場合は、すみやかに当社に届け出るものとします。
2. 漏洩の結果、使用権限のない者の利用に至った場合は、その使用代金はパーチェシング法人会員の支払うところとします。
3. 前項にかかわらず、第1項の届け出があった場合は、次のいずれにも該当しない場合に限り、パーチェシング法人会員は、他人が使用することによって生じた損害について、免責されるものとします。

(1) パーチェシング法人会員又はパーチェシング使用者の故意又は重大な過失に起因する場合。

(2) 当社が、第1項の通知を受理した日の前日から起算して61日前の日以前に生じた損害の場合。

(3) 本特約に違反している状態において、パーチェシング決済サービス会員情報がパーチェシング使用者以外の者の知るところとなった場合。

(4) 当社の請求する書類を提出しなかった場合又は提出した書類に不正の表示がある場合。

(5) 被害状況の調査等に協力ができない場合。

第11条（パーチェシング決済サービス会員情報の再発行）

1. 当社は、当社所定の方法に従ってパーチェシング法人会員からの求めがあった場合、パーチェシング決済サービス関連情報及びセキュリティコードを再発行します。ただし、当社が再発行の必要性がないものと合理的に判断した場合は除きます。

2. 前項により、パーチェシング決済サービス関連情報及びセキュリティコードを再発行する場合は、当社所定の再発行手数料（消費税等を含みます。）をご負担いただきます。

3. 当社は、当社におけるパーチェシング決済サービス関連情報及びセキュリティコードの管理、保護等のため業務上必要と判断した場合、これらを変更して再発行することができるものとします。

第12条（サービスの利用停止）

パーチェシング法人会員は、当社所定の手続きを経て、パーチェシングサービスの利用を辞めることができます。

第13条（特約の遵守）

パーチェシング法人会員は、パーチェシング使用者が本特約を知るように努めるものとします。